

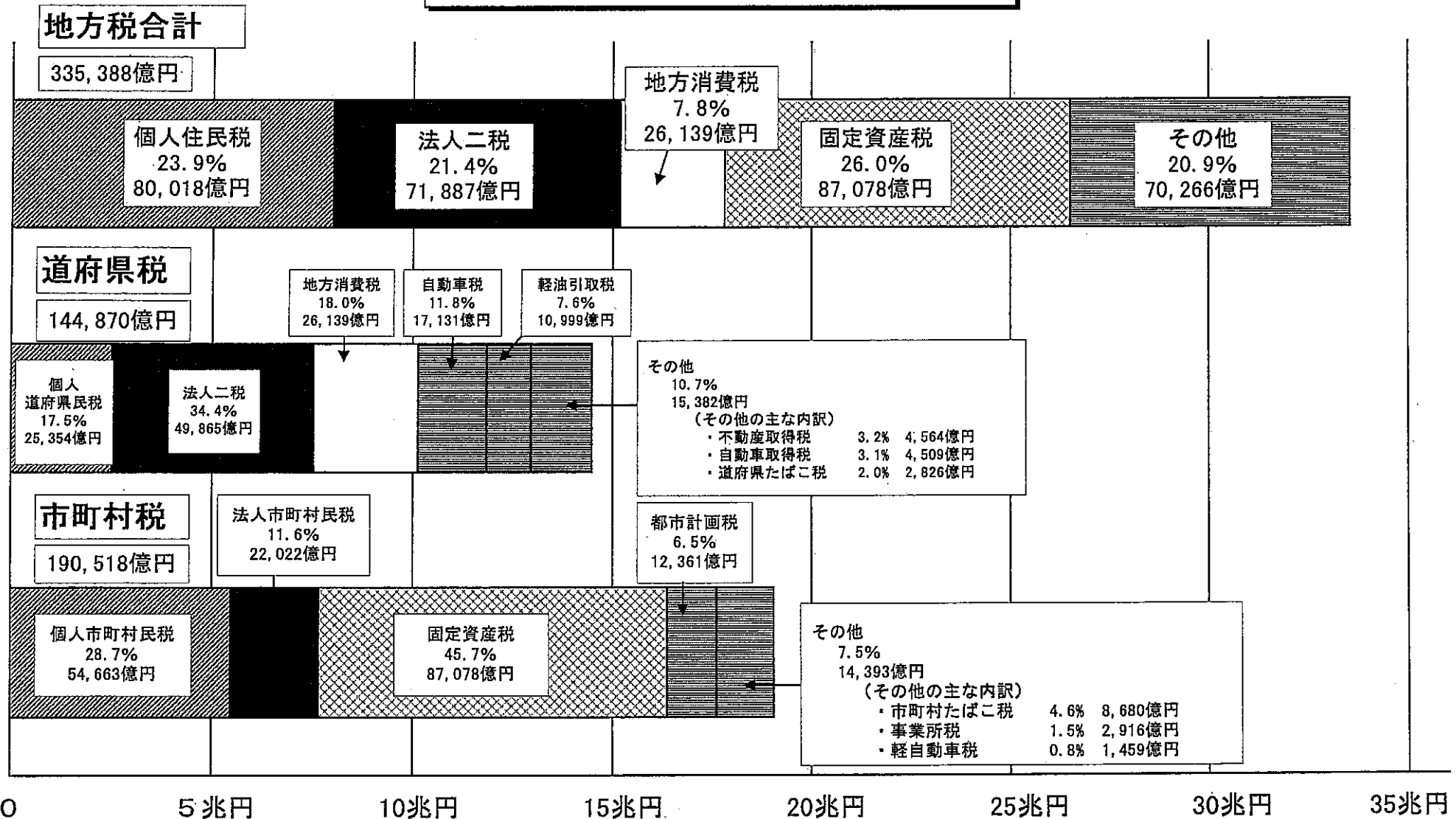
資 料

（地方法人課税等関係）

目 次

・ 地方税の税収内訳(平成16年度決算額)	1
・ 法人住民税の概要	2
・ 法人事業税の概要	3
・ 法人事業税への外形標準課税の導入について	4
・ 付加価値割の仕組み	5
・ 資本割の仕組み	6
・ 外形標準課税の対象法人数	7
・ 減資の状況について	8
・ 平成17年3月決算の外形標準課税対象法人の確定事業税額(年税額)	9
・ 平成17年3月決算の外形標準課税対象法人の平均的な姿	10
・ 法人二税(法人住民税・法人事業税)の税収の推移	11
・ 法人二税の税率の推移	12
・ 法人所得課税の実効税率の国際比較(未定稿)	13
・ 地方財政の果たす役割	14
・ 法人二税の分割基準(概要)	15
・ 法人事業税の分割基準見直し(平成17年度税制改正)	16
・ 法人事業税の分割基準見直し(平成17年度税制改正)の影響額(サンプル調査結果)	17
・ 人口1人当たり税収額の指数(都道府県税)	18
・ 人口1人当たり税収額の指数(市町村税)	19
・ 人口1人当たり税収額の偏在度の変化	20
・ 地方税の主な非課税等特別措置による減収額の内訳(平成18年度ベース)	21
・ 事業税における社会保険診療報酬等に係る特例措置について	22
・ 非営利法人等の主な課税の取扱い(地方税)	23
・ 公益活動等に対する寄附金に関する税制の概要(個人住民税)	24
・ 新たな非営利法人に関する課税及び寄附金税制についての基本的考え方(抄)	25

地方税の税収内訳（平成16年度決算額）



- （注） 1 各税目の％は、地方税・道府県税・市町村税それぞれの合計を100%とした場合の構成比である。
 2 超過課税分及び法定外税を含む。
 3 個人住民税は、利子割、配当割及び株式等譲渡所得割を含む。
 4 固定資産税は、土地、家屋、償却資産の合計である。
 5 法人二税は、法人住民税及び法人事業税である。
 6 19年度に所得税から個人道府県民税へ約2.2兆円、個人市町村民税へ約0.8兆円の税源移譲がなされる。

法人住民税の概要

- 法人住民税は、地域社会の費用について、その構成員である法人にも個人と同様幅広く負担を求めるもの。
- 法人住民税には、市町村民税と道府県民税がある。それぞれ均等割、法人税割があり、事務所等を有する法人に、その事務所等が所在する都道府県及び市町村が課税するもの。

法人住民税

均等割 資本金等の額等に応じて定額の負担を求めるもの

[税率] 道府県民税: 2～80万円

市町村民税: 5～300万円(制限税率は標準税率の1.2倍)

[税込] 都道府県: 1,410億円 市町村: 3,970億円 *平成16年度決算額

法人税割 法人税額に応じた負担を求めるもの

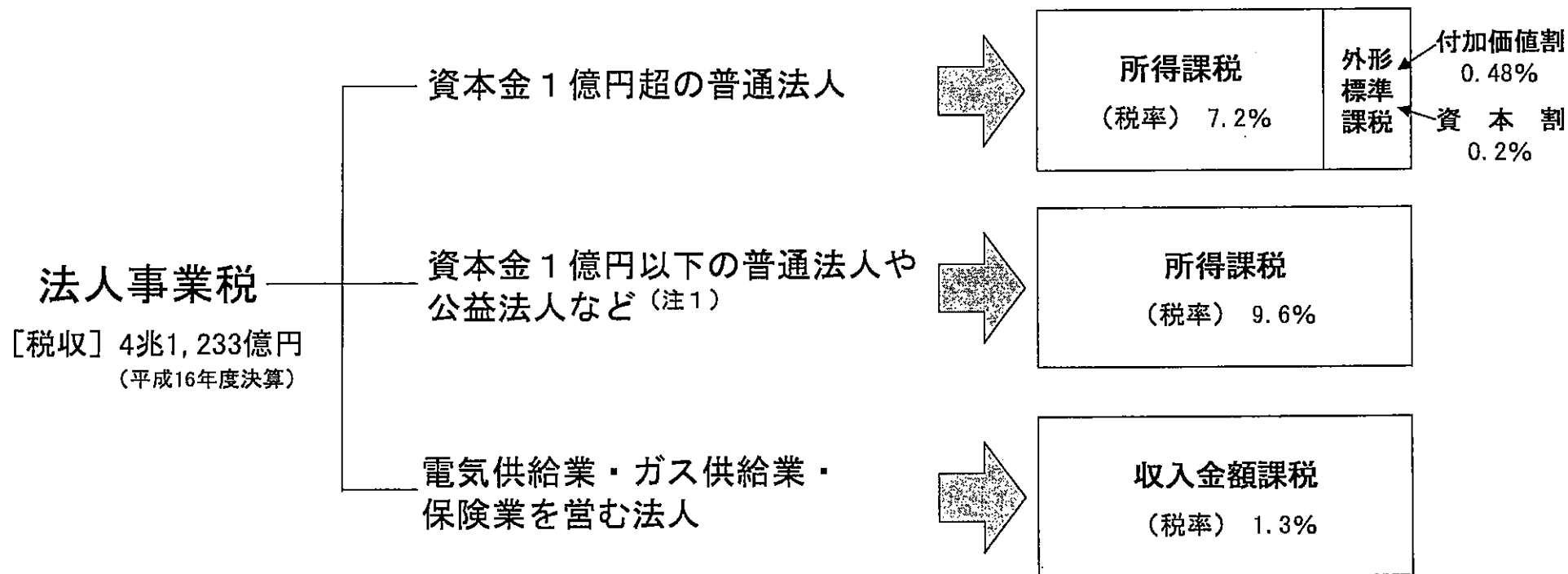
[税率] 道府県民税: 法人税額の5% [法人所得の1.5%相当] (制限税率6%)

市町村民税: 法人税額の12.3% [法人所得の3.69%相当] (制限税率14.7%)

[税込] 都道府県: 7,222億円 市町村: 1兆8,052億円 *平成16年度決算額

法人事業税の概要

- 法人事業税は、法人が行う事業そのものに課される税であり、法人がその事業活動を行うに当たって地方公共団体の各種の行政サービスの提供を受けることから、これに必要な経費を分担すべきであるという考え方に基づき課税されるもの。
(注) 法人事業税の負担額は法人所得計算において損金算入される。
- 法人事業税は、事務所等を有する法人に、その事務所等が所在する都道府県が課税するもの。



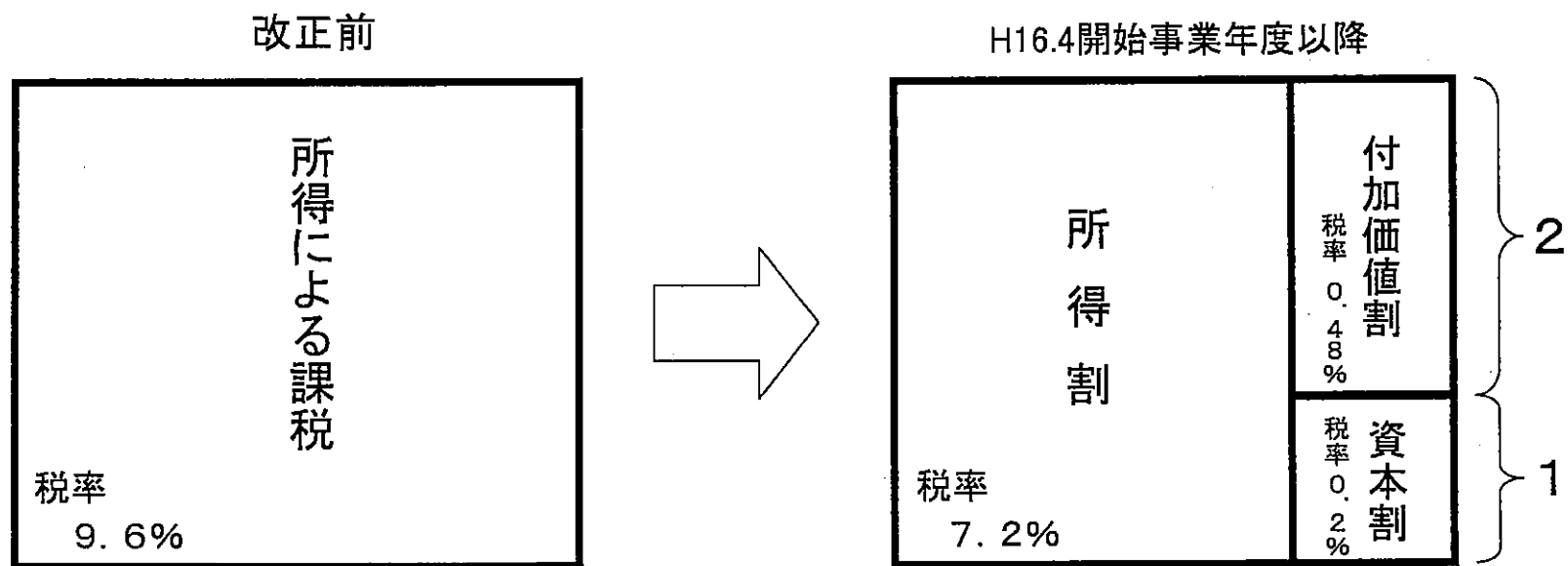
- (注) 1 特別法人(農協・漁協・医療法人等)については税率は6.6%
2 制限税率は標準税率の1.2倍

法人事業税への外形標準課税の導入について

対象となるのは、資本金1億円を超える法人。

- 平成16年4月1日以降開始の事業年度から適用（平成15年度税制改正）。
- 全法人約248万社のうち、約3.2万社が対象。（「平成16年度 道府県税の課税状況等に関する調」による。）
（参考）減資により外形対象外となった法人が約1,000社存在（H17.3決算法人）。

4分の1が外形標準課税、4分の3は所得課税。

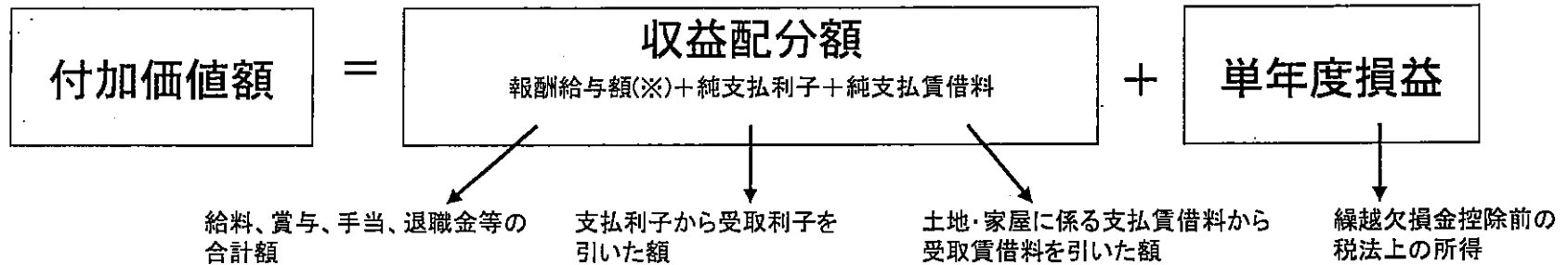


法人所得課税の実効税率(外形対象法人分)
改正前:40.87% ⇒ 外形導入後:39.54%

所得基準 : 外形基準
3 : 1

付加価値割の仕組み

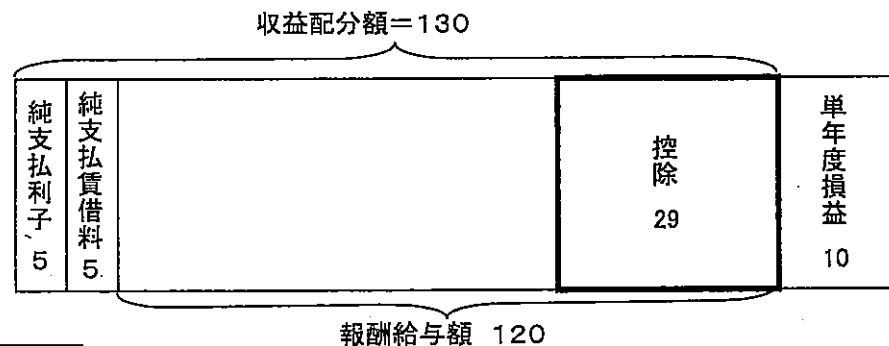
$$\text{付加価値割額} = \text{付加価値額} \times 0.48\%$$



単年度損益がマイナスの場合には収益配分額から欠損金額を控除

(参考) 課税標準の計算は、法人税の各事業年度の所得を算出する際の損益計算にできるだけ準拠

※ 報酬給与額のうち収益配分額の
7割を超える部分については、
課税標準から控除。



付加価値額＝111

＝収益配分額(130)＋単年度損益(10)－雇用安定控除額(29)

資本割の仕組み

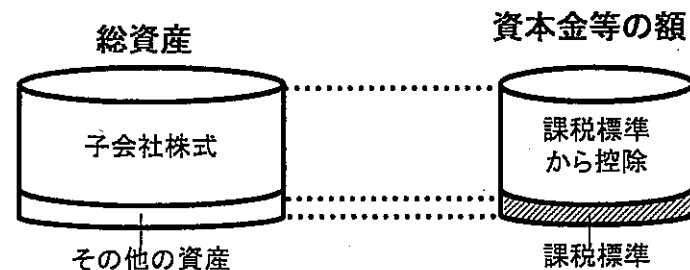
$$\text{資本割額} = \text{資本金等の額} \times 0.2\%$$

資本金等の額

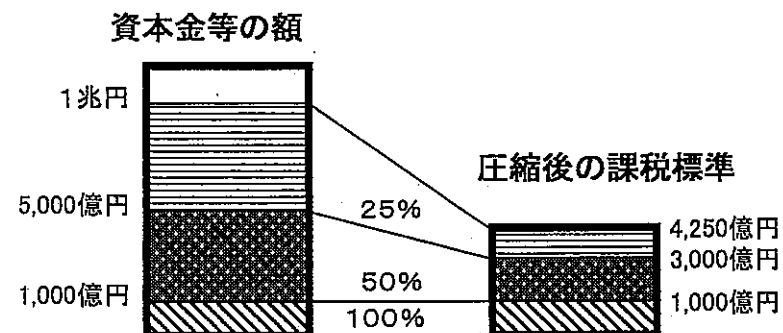
=

法人税法に規定する資本金等の額
又は連結個別資本金等の額

※1 一定の持株会社については、総資産に占める子会社株式の割合分を課税標準から控除。

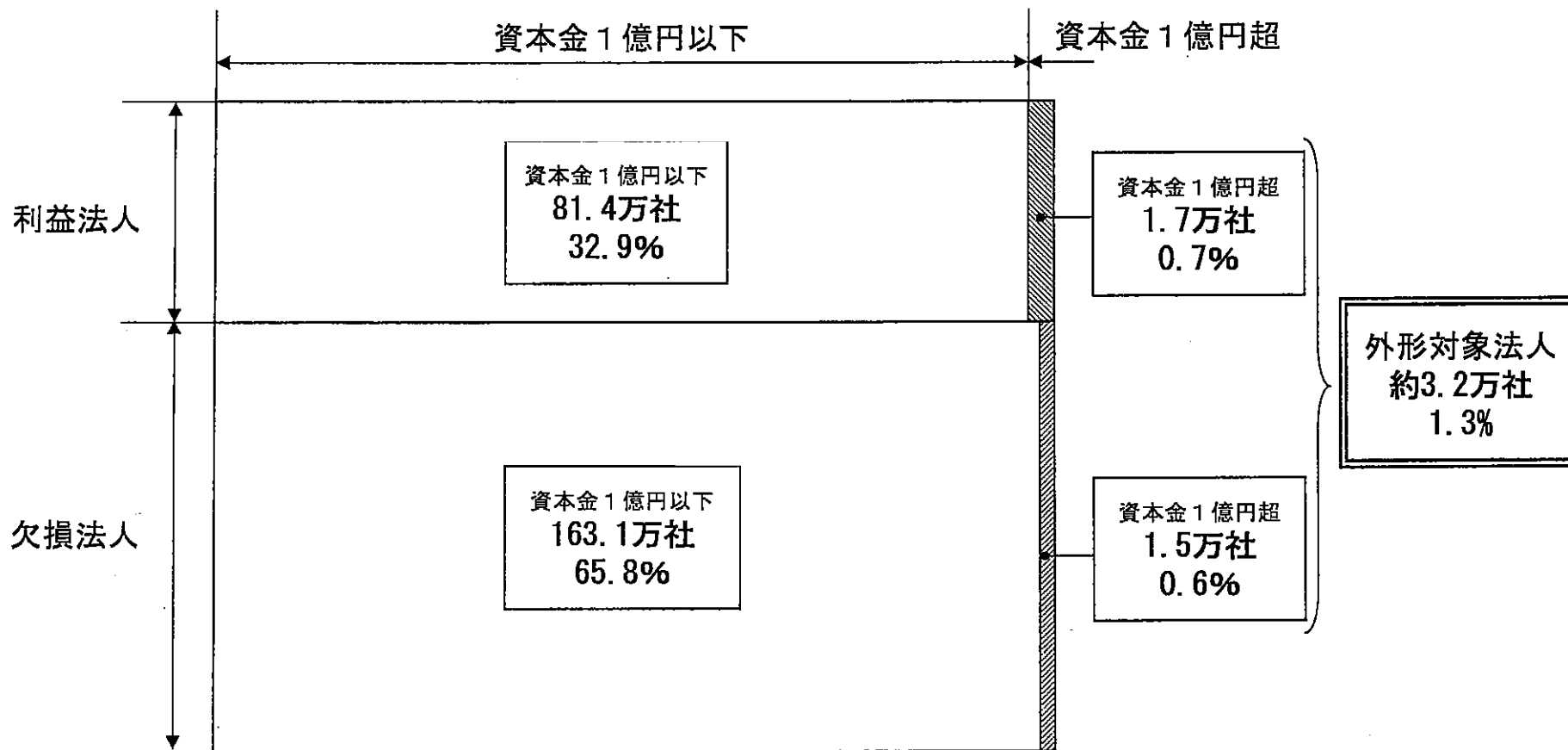


※2 資本金等の額のうち1千億円を超える部分について割落とし。1兆円を超える部分は課税標準に算入しない。



外形標準課税の対象法人数

全法人数 247.7万社



(注) 法人数は、平成16年2月1日から平成17年1月31日までの間に事業年度が終了した所得課税法人（特別法人等を除く）についての計数であり、「平成16年度道府県税の課税状況等に関する調」による。

減資の状況について

○ 減資により資本金が1億円以下になり、外形標準課税の対象外となった法人数

前事業年度末の 資本金の額	1～5 億円	5～10 億円	10～50 億円	50～100 億円	100 億円～	計
法人数	818	62	105	30	29	1,044

(注) 平成17年3月決算の普通法人で、前事業年度末の資本金が1億円を超え、かつ現事業年度末の資本金が1億円以下であった法人数。
 なお、減資の目的については調査していない。

(各都道府県への照会結果)

平成17年 3 月決算の外形標準課税対象法人の確定事業税額（年税額）

（単位：億円）

	欠損法人			利益法人					合 計				
資本金	法人数	外形分		法人数	所得割	外形分		計	法人数	所得割	外形分		計
		付加 価値割	資本割			付加 価値割	資本割				付加 価値割	資本割	
1 億円超 10億円未満	5, 262 社	190		7, 814 社	2, 580	732		3, 312	13, 076 社	2, 580	923		3, 503
		134	56			644	89				778	145	
10億円以上 100億円未満	1, 486 社	304		2, 339 社	3, 282	952		4, 234	3, 825 社	3, 282	1, 256		4, 537
		154	149			687	266				841	415	
100億円以上	477 社	1, 186		592 社	8, 138	1, 985		10, 124	1, 069 社	8, 138	3, 172		11, 310
		542	644			1, 304	681				1, 847	1, 325	
計	7, 225 社	1, 681		10, 745 社	14, 000	3, 670		17, 670	17, 970 社	14, 000	5, 351		19, 350
		831	850			2, 635	1, 035				3, 466	1, 885	

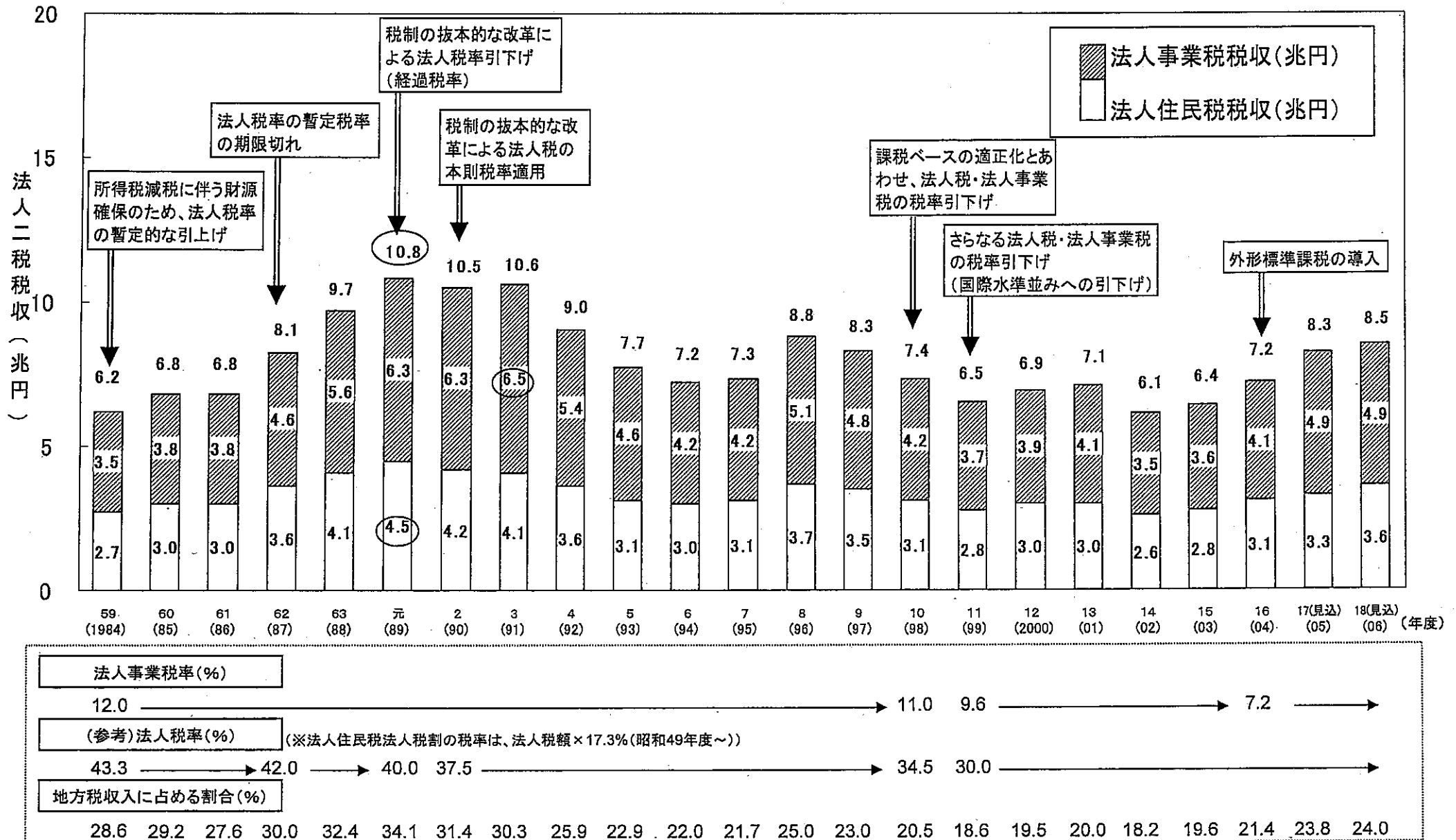
- （注） 1 本表は、3 月決算法人（全体税収の約 7 割）のみを集計した速報値である。なお、外形標準課税は、平成16年 4 月 1 日以降開始の事業年度から適用。
 2 端数処理のため、計が一致しない箇所がある。

平成17年 3 月決算の外形標準課税対象法人の平均的な姿

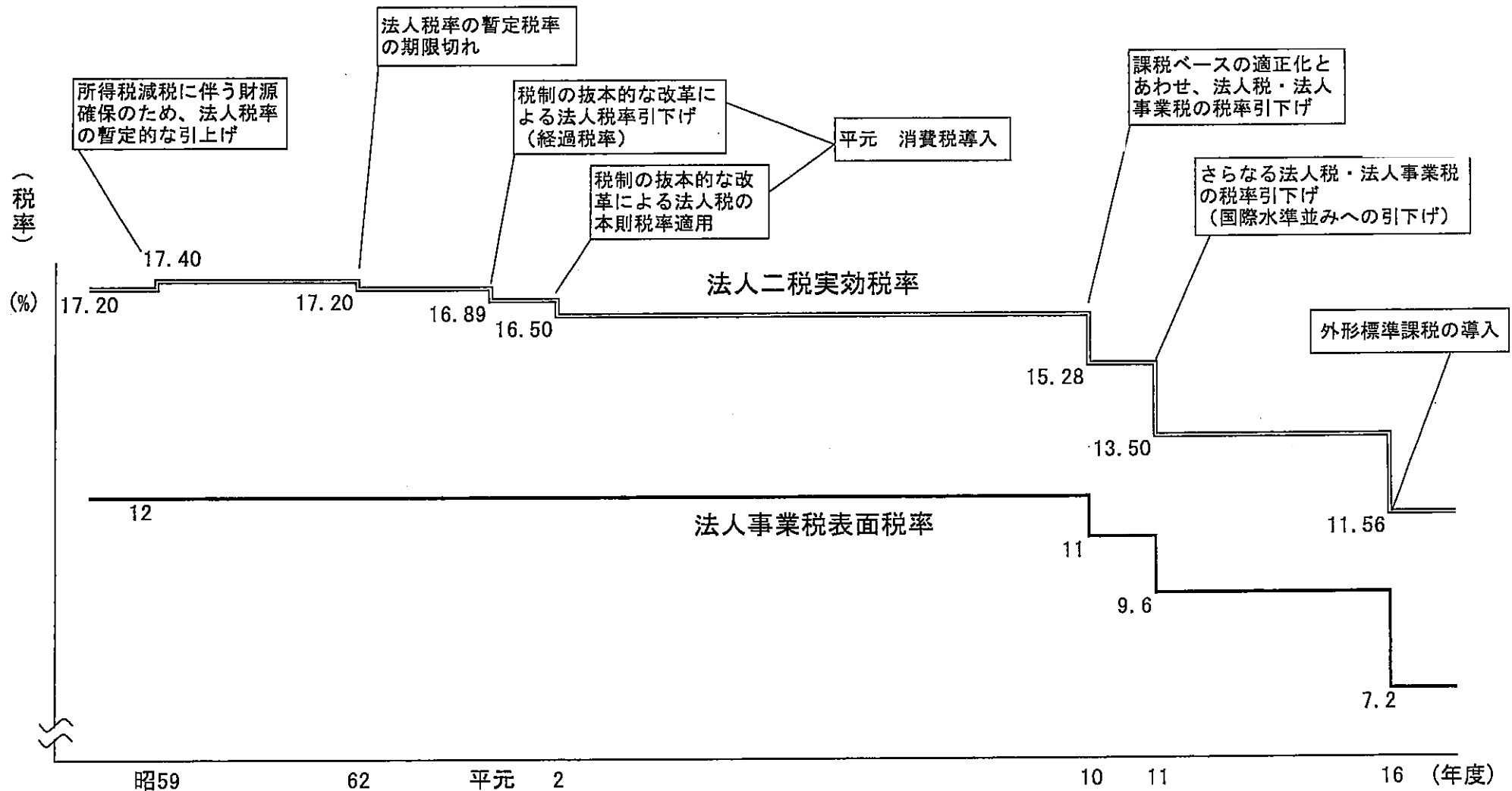
			欠損法人		利益法人			
資本金	売上高 (百万円/社)	従業者数 (人/社)	外形分 (百万円/社)		所得割 (百万円/社)	外形分 (百万円/社)		計 (百万円/社)
			付加 価値割	資本割		付加 価値割	資本割	
1 億円超 10億円未満	8, 253	194 人	3. 6		33. 0	9. 4		42. 4
			2. 6	1. 0		8. 2	1. 1	
10億円以上 100億円未満	95, 954	1, 216 人	20. 4		140. 3	40. 7		181. 0
			10. 4	10. 0		29. 4	11. 4	
100億円以上			248. 7		1, 374. 7	335. 4		1, 710. 1
			113. 7	135. 0		220. 3	115. 1	

- (注) 1 3 月決算法人（全体税収の約 7 割）のみを集計した速報値である。
 2 売上高及び従業者数は「法人企業統計年報（平成 16 年度）」（財務省）の平均値。
 なお、同年報は資本金 1 億円以上 10 億円未満の区分のため、売上高及び従業者数はこの区分により算出。
 3 端数処理のため、計が一致しない箇所がある。

法人二税(法人住民税・法人事業税)の税収の推移

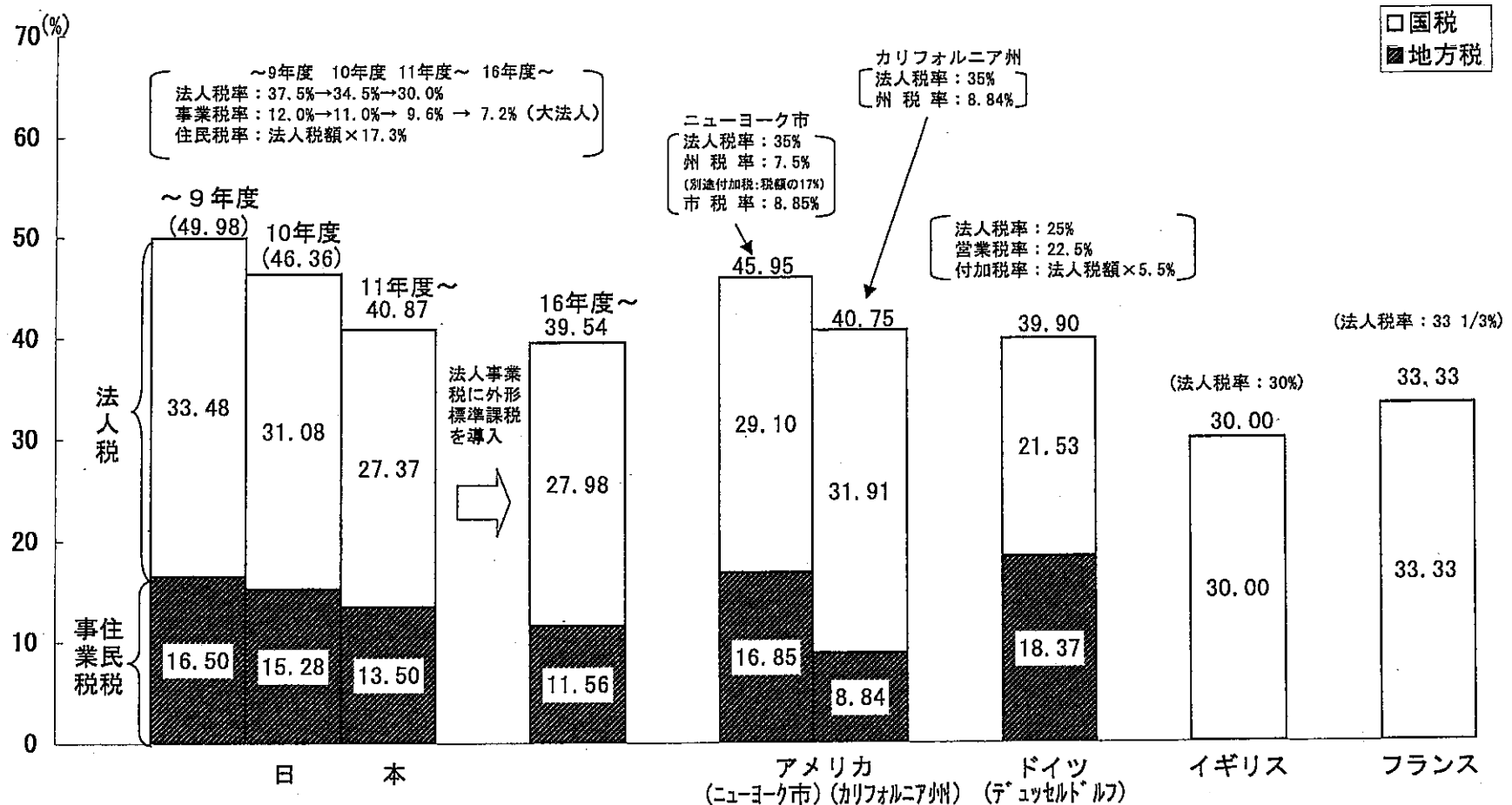


法人二税の税率の推移



- (注) 1 本表における法人二税とは、法人住民税法人税割(道府県分+市町村分)と法人事業税である。
 2 税率は地方税法に定める標準税率に基づくものであり、実効税率は、小数点第2位以下を四捨五入した数値である。
 3 法人住民税法人税割は基本的に法人税額を課税標準としており、その税率(昭和56年度以降:道府県民税5.0%、市町村民税12.3%)は所得ではなく、法人税額に対するものである。

法人所得課税の実効税率の国際比較（未定稿）

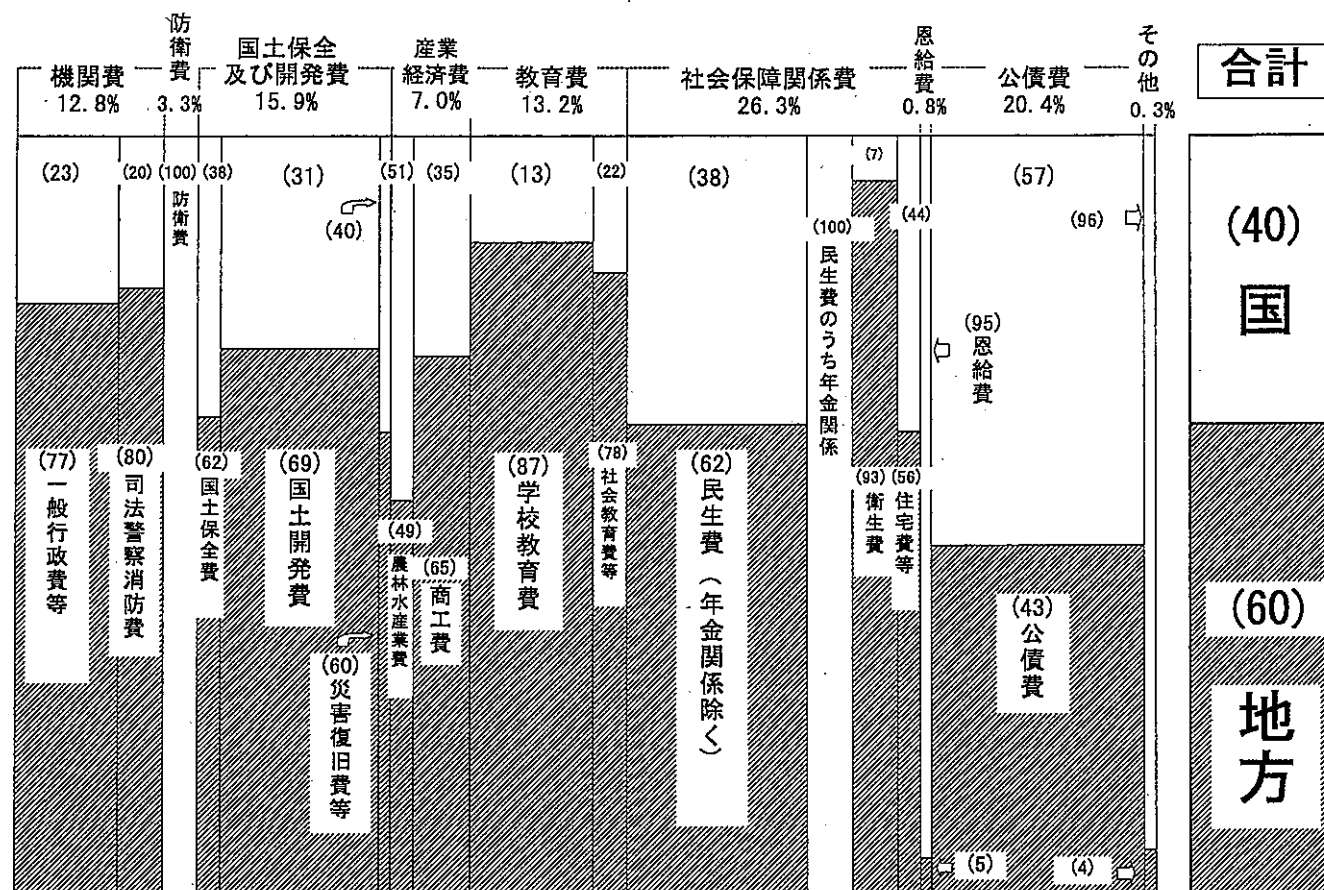


- (注) 1 日本の実効税率は、法人事業税が損金算入されることを調整した上で、「法人税」「法人住民税」「法人事業税」の税率を合計したものである。なお、外形標準課税導入後の実効税率(39.54%)は、資本金1億円超の法人の実効税率である。
- 2 アメリカの「地方税」は、ニューヨーク市(州法人税(付加税含む)、市法人税)、カリフォルニア州(州法人税)の例である。このほか、一部の州・市では、法人所得課税のほか、支払給与額等に対して課税される場合もある。
- 3 ドイツの「地方税」は、デュッセルドルフの例である。ドイツの実効税率は、付加税(法人税額の5.5%)を含めたものである。ドイツの「国税」は、連邦と州の共有税(50:50)であり、「地方税」は、営業収益を課税標準とする営業税である。
- 4 フランスでは、法人所得課税のほか、職業税(地方税)が課税される。
- 5 諸外国については、2006年1月現在の税制に基づく。

地方財政の果たす役割

- 我が国の内政を担っているのは地方公共団体であり、国民生活に密接に関連する行政は、地方団体の手で実施されている割合が高い。
- その結果、政府支出に占める地方財政のウェートは国と地方の歳出決算・最終支出ベースで約3/5となっている。

○ 国と地方の役割分担(平成16年度決算) <歳出決算・最終支出ベース>



(注) () 内の数値は、目的別経費に占める国・地方の割合
計数は精査中であり、異動する場合がある。

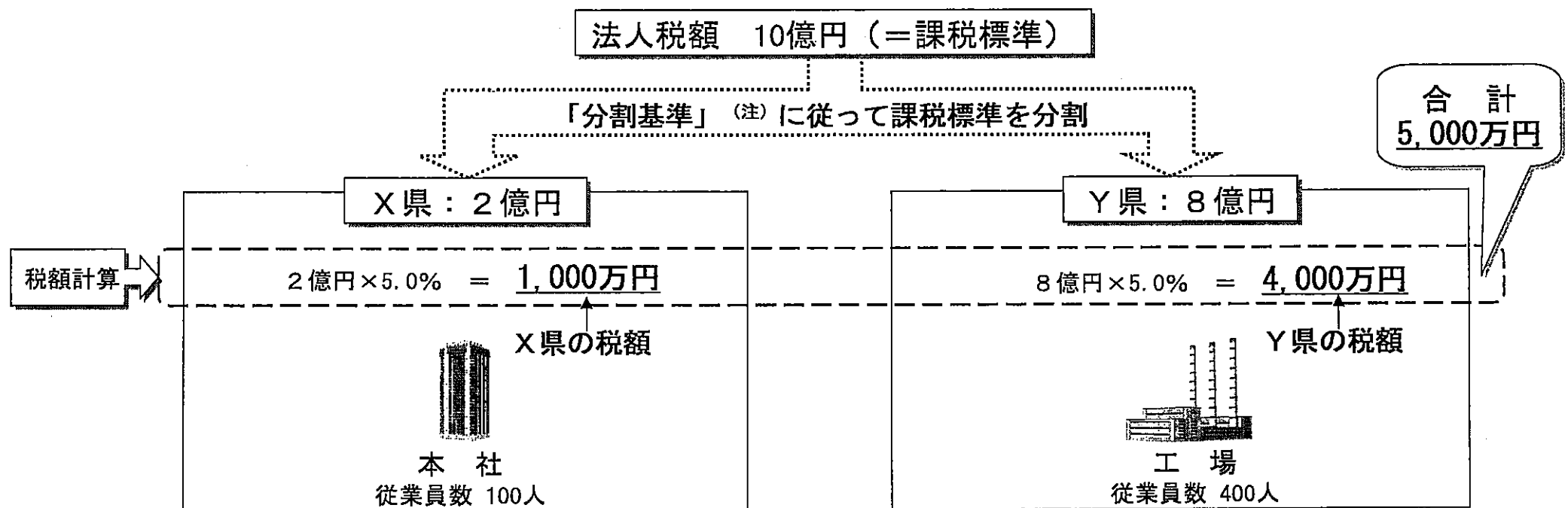
法人二税の分割基準（概要）

- 法人二税は、事務所等を有する法人に、その事務所等が所在する地方団体が課税
- 法人の事務所等が2以上の地方団体にある場合、課税権の調整が必要



「分割基準」＝課税標準を事務所等の所在する地方団体に分割する基準

（参考例）法人道府県民税法人税割における分割基準のイメージ（法人税額が10億円のA社の場合）



（注）法人住民税法人税割における分割基準は、従業者数である。

法人事業税の分割基準見直し（平成17年度税制改正）

事業		改正前	改正後
非製造業	銀行業 証券業 保険業	課税標準の1/2 : 事務所数 課税標準の1/2 : 従業者数（※）	課税標準の1/2 : 事務所数 課税標準の1/2 : 従業者数
	運輸・通信業 卸売・小売業 サービス業等	従業者数（※）	
製造業		従業者数（※） （資本金1億円以上の法人： 工場の従業者数を1.5倍）	従業者数 （資本金1億円以上の法人： 工場の従業者数を1.5倍）
鉄道事業 軌道事業		軌道の延長キロメートル数	
ガス供給業 倉庫業		事務所等の固定資産の価額	
電気供給業		課税標準の3/4 : 事務所等の固定資産で発電所の用に供するものの価額 課税標準の1/4 : 事務所等の固定資産の価額	

（※） 資本金1億円以上の法人については、本社管理部門の従業者数1/2。

法人事業税の分割基準見直し(平成17年度税制改正)の影響額(サンプル調査結果)

増収

区分	都道府県数	内訳
80～90億円程度	1	北海道
30～40億円程度	1	沖縄
20～30億円程度	3	福島、茨城、新潟
15～20億円程度	1	青森
10～15億円程度	10	千葉、山梨、長野、岐阜、静岡、三重、岡山、広島、山口、香川
5～10億円程度	20	岩手、宮城、秋田、山形、栃木、埼玉、神奈川、富山、石川、滋賀、京都、兵庫、鳥取、島根、福岡、佐賀、長崎、大分、宮崎、鹿児島
～5億円程度	9	群馬、福井、愛知、奈良、和歌山、徳島、愛媛、高知、熊本

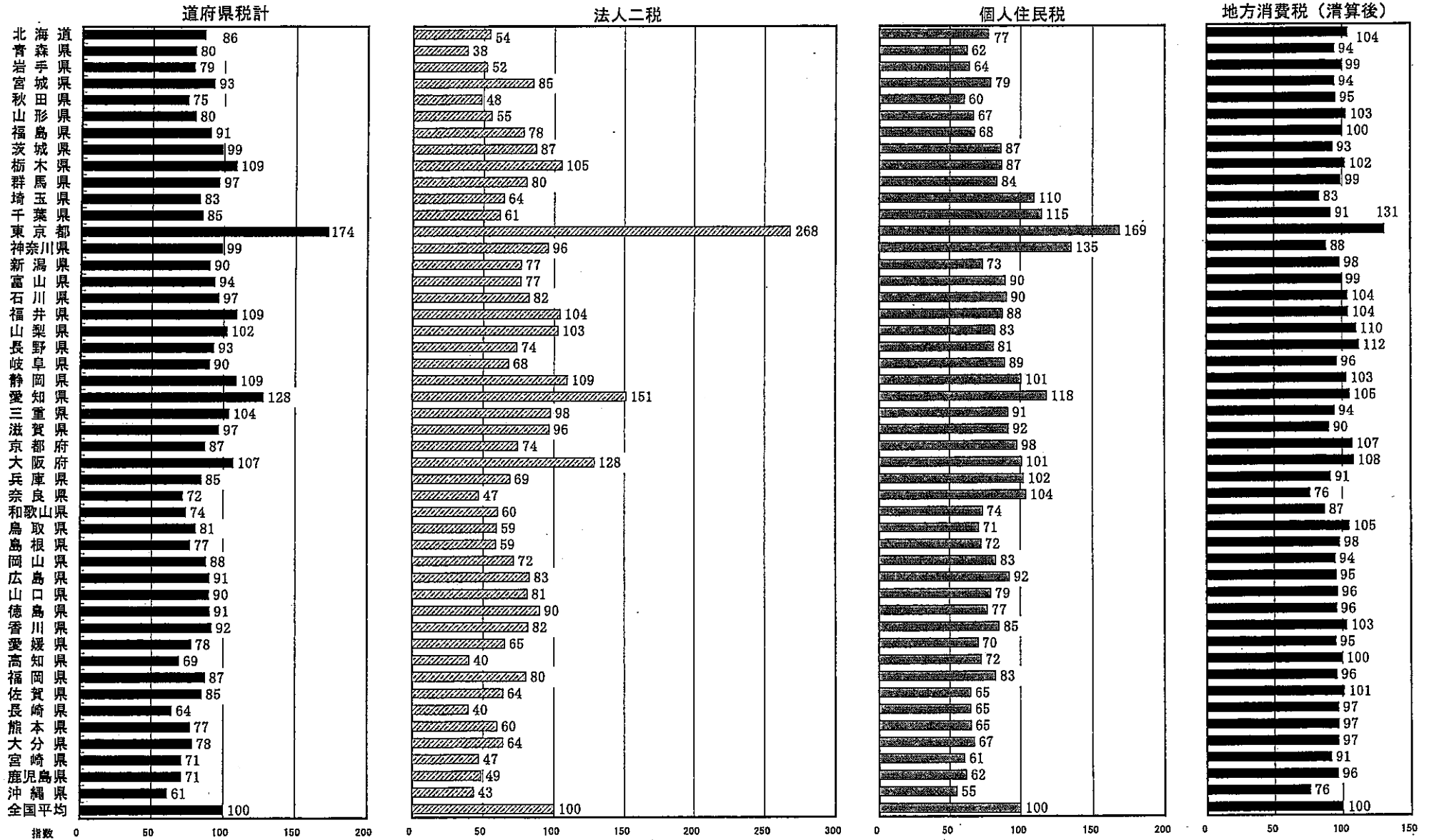
減収

区分	内訳
△ 600億円程度	東京 東京都が平成18年度税収見込みに基づき試算を行った結果によれば、平年度で△1,100億円程度。
△ 80億円程度	大阪

(注) 各都道府県のサンプル調査(平成15年度課税データ)に基づく試算結果のため、増減収の合計は必ずしも一致しない。

人口1人当たり税収額の指数（都道府県税）

（全国平均を100とした場合、平成16年度）



【平成16年度決算額】 14.5兆円

5.0兆円

2.3兆円

2.6兆円

最大/最小: 2.9倍

(東京) (沖縄)

最大/最小: 7.0倍

(東京) (青森)

最大/最小: 3.1倍

(東京) (沖縄)

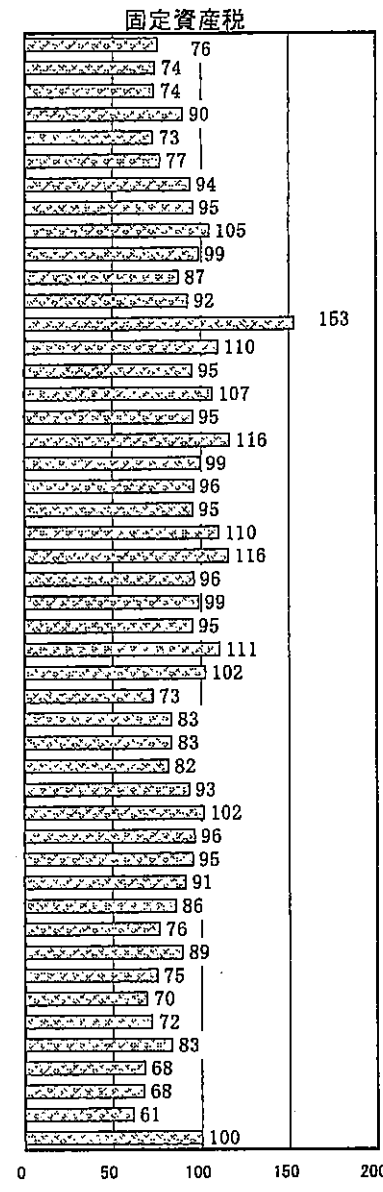
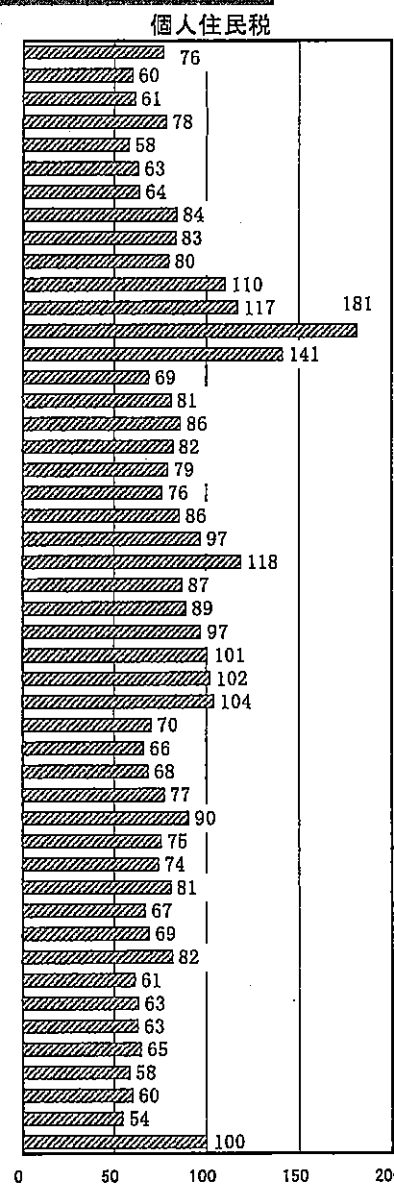
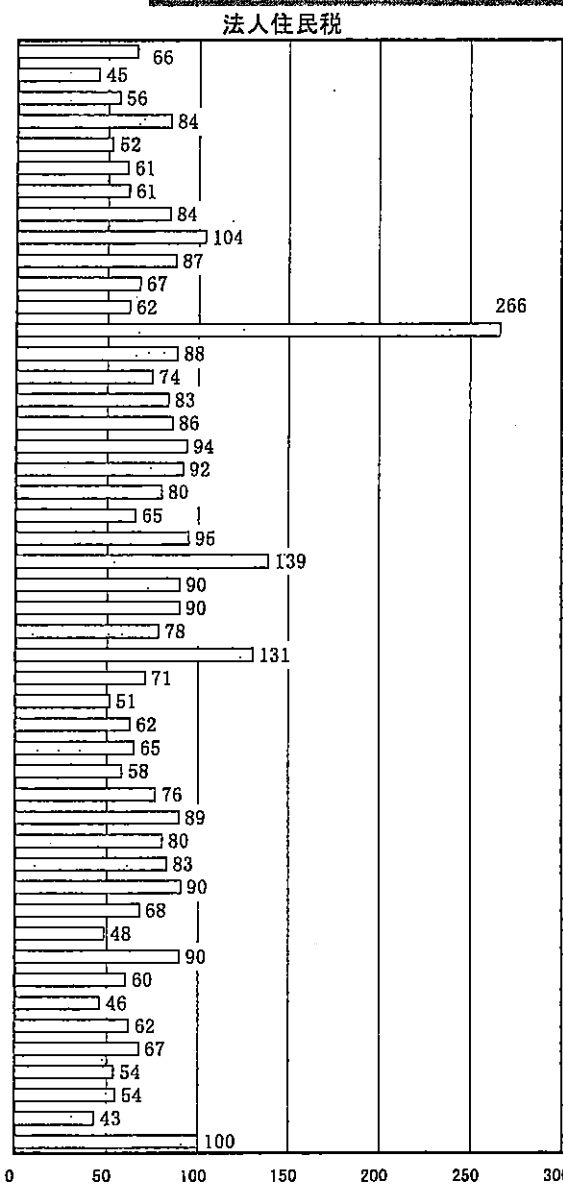
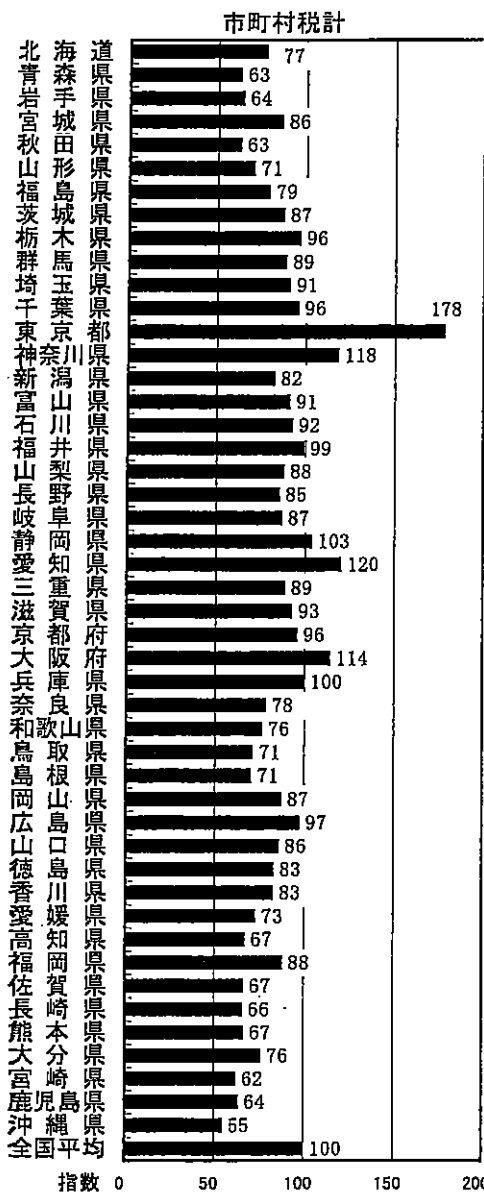
最大/最小: 1.7倍

(東京) (沖縄)

- (注) 1 東京都が特別区において都税として徴収した市町村税相当分は除いている。
 2 個人住民税は、配当割及び株式等譲渡所得割を含む。
 3 法人二税は、法人道府県民税（均等割、法人税割）及び法人事業税の合計である。

人口1人当たり税収額の指数（市町村税）

（全国平均を100とした場合、平成16年度）



【平成16年度決算額】 19. 1兆円

2. 2兆円

5. 5兆円

8. 8兆円

最大/最小: 3. 3倍

最大/最小: 6. 2倍

最大/最小: 3. 3倍

最大/最小: 2. 5倍

(東京) (沖縄)

(東京) (沖縄)

(東京) (沖縄)

(東京) (沖縄)

(注) 東京都が特別区において都税として徴収した市町村税相当分を含む。

人口1人当たり税収額の偏在度の変化

低い ← → 高い

平成元年度

固定資産税
5.7兆円

個人住民税
(所得割)
8.1兆円

全体

法人2税
10.8兆円

3.0倍

4.0倍

4.7倍

9.4倍

最大／最小
の倍率(※)

関係する税制改正

- ・地方消費税の創設 (H7)
- ・法人事業税の分割基準の見直し (H元)

平成16年度

地方消費税
2.6兆円

固定資産税
8.8兆円

全体

個人住民税
(所得割)
7.5兆円

法人2税
7.2兆円

1.7倍

2.5倍

3.1倍 3.3倍

6.6倍

最大／最小
の倍率(※)

個人住民税
10%比例税率化
(H18改正→H19以降影響)

法人事業税
分割基準見直し
(H17改正→H18以降影響)

今後影響が現れる税制改正

- ・法人事業税の分割基準の見直し (H17)
- ・個人住民税の10%比例税率化 (H18)

(※)「最大／最小の倍率」は、
各都道府県ごとの人口一人
当たり税収額の最大値を
最小値で割った数値

地方税の主な非課税等特別措置による減収額の内訳（平成18年度ベース）

（単位：億円）

個人住民税 2,380		法人住民税 850	事業税 1,920		固定資産税 2,850		
生命保険料 ・損害保険 料控除 960	その他 1,420	850	社会保険 診療報酬 の非課税 措置 1,010	その他 910	新築住宅 に対する 減額措置 1,560	電気事 業者、 ガス事 業者に 係る特 例 320	その他 970

- （注）
- 1 公共・公益法人等に係る不動産取得税及び固定資産税の非課税措置による減収額は含まれていない。
 - 2 住宅・住宅用地に係る不動産取得税及び固定資産税の特例措置による減収額は含まれていない。
 - 3 交際費課税の特例による増収分1,130億円は、含まれない。
 - 4 数値は、十億円単位で計上しているため、四捨五入等の調整を行っている。

事業税における社会保険診療報酬等に係る特例措置について

1 社会保険診療報酬に対する実質的非課税措置

〔減収見込額(平成18年度)：約1,010億円〕

所得金額の算定上、社会保険診療に係る収入は、総収入金額(個人)又は益金の額(法人)に算入せず、また、社会保険診療に係る経費は、必要経費(個人)又は損金の額(法人)に算入しないこととされており、社会保険診療報酬については、実質的に非課税の扱いとなっている。

2 医療法人の自由診療報酬に対する軽減税率の適用

〔減収見込額(平成18年度)：約20億円〕

医療法人は、法人事業税では特別法人として税率が軽減されている。

	医療法人の税率	(参考) 普通法人の税率
所得のうち年800万円を超える金額及び清算所得	6.6%	9.6%
所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額		7.3%
所得のうち年400万円以下の金額	5.0%	5.0%

非営利法人等の主な課税の取扱い（地方税）

項 目	公 益 法 人 等	特定非営利活動法人 (NPO法人)	管 理 組 合 法 人	中 間 法 人	協 同 組 合 等	普 通 法 人	人格のない社団等
法人住民税（均等割）							
標準税率	都道府県 年額2万円 市町村 年額5万円	都道府県 年額2万円 市町村 年額5万円	都道府県 年額2万円 市町村 年額5万円	都道府県 年額2万円 市町村 年額5万円	都道府県 年額2～80万円 市町村 年額5～300万円	都道府県 年額2～80万円 市町村 年額5～300万円	都道府県 年額2万円 市町村 年額5万円
法人住民税（法人税割）							
課税対象	収益事業により生じた所得に係る法人税額			法人税額	法人税額	法人税額	収益事業により生じた所得に係る法人税額
標準税率	都道府県 5.0% 市町村 12.3%			都道府県 5.0% 市町村 12.3%	都道府県 5.0% 市町村 12.3%	都道府県 5.0% 市町村 12.3%	都道府県 5.0% 市町村 12.3%
法人事業税							
課税対象	収益事業により生じた所得に限り課税			すべての所得に対して課税	すべての所得に対して課税	すべての所得に対して課税	収益事業により生じた所得に限り課税
標準税率	所得年400万円以下 5.0% 年400万円超 800万円以下 7.3% 年800万円超 9.6%			所得年400万円以下 5.0% 年400万円超 800万円以下 7.3% 年800万円超 9.6%	所得年400万円以下 5.0% 年400万円超 800万円以下 7.3% 年800万円超 9.6%	所得年400万円以下 5.0% 年400万円超 800万円以下 7.3% 年800万円超 9.6%	所得年400万円以下 5.0% 年400万円超 800万円以下 7.3% 年800万円超 9.6%

（備考）

1. 収益事業の範囲については、法人税の範囲と同一である。
2. 公益法人等、特定非営利活動法人、管理組合法人及び人格のない社団等が収益事業を行う場合、均等割の標準税率は都道府県分年額2～80万円、市町村分年額5～300万円。
なお、収益事業を行わない一定の公益法人等（日本赤十字社等）については、均等割非課税。
3. 寄附金の取扱いについては、法人住民税及び法人事業税は法人税と同一。

公益活動等に対する寄附金に関する税制の概要（個人住民税）

対象となる 寄 附 金	都道府県共同募金会 に対する寄附金 (納税義務者の住所地における都道府県共同募金会に限る) 〔 ・ 赤い羽根募金 など 〕	日本赤十字社の支部 に対する寄附金 (納税義務者の住所地における日本赤十字社の支部に限る) 〔 ・ 救急医療体制の整備等に 充てるための寄附金 など 〕	都道府県、市区町村 に対する寄附金
創設年度	平成 2 年度	平成 4 年度	平成 6 年度
寄附をした 個人の税制上 の取扱い	「寄附金(※)－10万円」を所得から控除 ※ 総所得の25%を限度		

(参考) 所得税においては、「寄附金(※)－5,000円」を所得から控除(※ 総所得の30%を限度)

新たな非営利法人に関する課税及び寄附金税制についての基本的考え方（抄）

平成17年6月17日
税制調査会基礎問題小委員会
・非営利法人課税ワーキング・グループ

3 地方税（個人住民税）における寄附金税制

国が一律に個人住民税の寄附金控除の対象を定めることについては地方分権の観点からも慎重であるべきであろう。しかし、こうした地域に密着した非営利法人等については、歳出等による支援の手法のほか、地方税においても寄附金控除が可能となるよう見直していくべきである。また、現行10万円の適用下限額についても、大幅に引き下げることが望ましい。

地方税である個人住民税の性格にあった寄附金控除の仕組みは、「民間が担う公共」の領域の役割が重要となっていることも踏まえながら、基本的に条例などにより地方公共団体によって独自に構築されるべきである。その際、控除を行う地方公共団体と寄附金による当該地域の受益との対応関係や、地方公共団体の自主性、市町村・納税者の事務負担などにも留意する必要がある。